第八十条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号を削り、同条第一号中「第四十八条第二項又は第六十六条第一項」を「第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「、又は」の下に「同項（第十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第四条第七項又は第十三条第七項の規定に違反して、中央卸売市場若しくは地方卸売市場又はこれらに紛らわしい名称を称した者

第七章中第八十条を第十八条とする。

第八十一条中「第七十七条から前条まで」を「前条」に、「各本条の罰金刑」を「同条の刑」に改め、同条を第十九条とする。

第八十二条及び第八十三条を削る。

第七章を第六章とする。

（食品流通構造改善促進法の一部改正）

第二条　食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　食品等の流通の合理化のための措置

第一節　食品等の流通の合理化に関する基本方針（第四条）

第二節　食品等流通合理化計画（第五条・第六条）

第三節　支援措置

第一款　株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務（第七条・第八条）

第二款　株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う食品等流通合理化事業支援業務（第九条―第十二条）

第三款　雑則（第十三条―第十五条）

第四節　食品等流通合理化促進機構（第十六条―第二十六条）

第三章　食品等の取引の適正化のための措置（第二十七条―第二十九条）

第四章　雑則（第三十条・第三十一条）

第五章　罰則（第三十二条―第三十四条）

附則

第二章を削る。

第一章を次のように改める。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計画の認定、その実施に必要な支援措置その他の措置を講ずるとともに、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産大臣による調査の実施その他の措置を講じ、もって農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「食品等」とは、次に掲げる物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に該当するものを除く。

一　飲食料品

二　花きその他農林水産省令で定める農林水産物（前号に掲げるものを除く。）

三　農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの（第一号に掲げるものを除く。）であって、農林水産省令で定めるもの

2　この法律において「食品等の流通」とは、食品等の輸送、保管、販売その他の取扱いの過程をいう。

3　この法律において「食品等の流通の合理化」とは、食品等の流通の経費を削減するために行う食品等の流通の効率化その他の措置又は食品等の価値を高め、若しくは新たな需要を開拓するために行う食品等の流通における品質管理若しくは衛生管理の高度化その他の措置をいう。

4　この法律において「食品等の取引の適正化」とは、食品等の取引が適正に行われるようにするために行う食品等の取引条件の改善その他の措置をいう。

（留意事項）

第三条　食品等の流通の合理化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一　食品等の流通に関する事業を行う者（以下「食品等流通事業者」という。）が、多様化する需要に即して、創意工夫を発揮して事業活動を積極的に行うことができるようにすること。

二　食品等流通事業者の行う事業活動が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものとなるようにすること。

2　食品等の取引の適正化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一　食品等の多くが短期間で品質が低下しやすい性質を有することから、その取引の当事者間の取引上の地位に格差が生ずる場合があるため、その取引の適正化を図る必要性が高いこと。

二　食品等の取引が適正かつ安定的に行われることにより、農林漁業者及び一般消費者の利益に資するものとなるようにすること。

第二十五条中「前二条」を「前条」に、「各本条」を「同条」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十四条を削る。

第二十三条中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第十九条」を「第二十四条」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十八条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十三条を第三十二条とする。

第四章中第二十二条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（農林水産省令への委任）

第三十一条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第三章の章名中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等の流通の合理化のための措置」に改める。

第二十一条中「協議しなければならない」を「協議するものとする」に改め、同条第一号中「第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項」を「第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十条第一項」に改め、同条第二号中「第十五条第二項」を「第二十条第二項」に改め、第三章中同条を第二十六条とする。